

北九州市環境首都総合交通戦略  
＜北九州市地域公共交通網形成計画＞

（ 案 ）

平成 28 年 6 月



## ■ 目 次

第1章 総合交通戦略(地域公共交通網形成計画)の目的と概要 .....	1-1
1-1. 計画見直しの経緯と目的 .....	1-1
1-2. 計画の位置づけ .....	1-2
1-3. 計画の区域・対象 .....	1-4
1-4. 計画の期間 .....	1-4
1-5. 協議機関 .....	1-4
第2章 地域及び公共交通の現状と課題 .....	2-1
2-1. 本市の現状と将来動向 .....	2-1
2-2. 公共交通の変遷と現状 .....	2-12
2-3. 道路交通の現状 .....	2-18
2-4. 高齢者等の移動に制約を受ける人々の交通の現状 .....	2-21
2-5. 環境首都としてのこれまでの取り組みと成果 .....	2-24
2-6. 地域及び地域公共交通の懸念事項 .....	2-32
第3章 目指す将来のまちづくりと望ましい公共交通ネットワークの構築 .....	3-1
3-1. 目指す将来のまちづくり .....	3-1
3-2. 望ましい交通体系を目指すための理念 .....	3-10
3-3. 望ましい交通体系の設定に向けての視点 .....	3-12
3-4. 望ましい交通体系を設定する際の3つの分野 .....	3-16
3-5. 望ましい交通体系 .....	3-17
3-6. 観光振興に寄与する公共交通ネットワーク .....	3-20
3-7. 公共交通拠点と公共交通軸の設定 .....	3-22
3-8. 道路交通軸の設定 .....	3-29
第4章 総合交通戦略(地域公共交通網形成計画)で取り組む交通施策 .....	4-1
4-1. 交通施策の概要 .....	4-1
4-2. 公共交通ネットワークの再構築に向けた取り組み .....	4-2
4-3. 交通施策の事業内容 .....	4-4
4-4. 総合交通戦略(地域公共交通網形成計画)の事業展開 .....	4-35
4-5. 交通施策実施プログラム .....	4-37

## ■ 目 次

第5章 計画目標の設定.....	5-1
5-1. 計画目標設定の考え方.....	5-1
5-2. 計画目標の設定.....	5-2
5-3. 目標達成状況の把握方法.....	5-16
第6章 総合交通戦略(地域公共交通網形成計画)の進捗管理.....	6-1
6-1. 進捗管理の考え方.....	6-1
6-2. 進捗管理の具体的方法.....	6-2

### ■用語解説

### ■「北九州市環境首都総合交通戦略」および「北九州市地域公共交通網形成計画」の策定までの経緯

### ■「北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会」委員名簿

## 第1章 総合交通戦略（地域公共交通網形成計画）の目的と概要

### 1-1. 計画見直しの経緯と目的

北九州市においては、JR、モノレール、筑豊電鉄、及び路線バスにより、充実した公共交通ネットワークが形成されており、それを補完するおでかけ交通を含め、他都市と比べても遜色のない公共交通サービスが提供されています。しかしながら、人口減少や自家用車利用の増加に伴い、本市の公共交通利用者は大幅に減少しています。このまま利用者の減少が続けば、減便や路線の廃止等により公共交通の衰退が進み、公共交通以外に移動手段を持たない高齢者や学生等の生活のための移動が制約されることが懸念されます。

そこで、過度のマイカー利用から、地球環境にやさしいバスや鉄道などの公共交通や徒歩・自転車への利用転換を図り、市民の多様な移動手段が確保された、安全で安心して利用することができる、環境首都としてふさわしい交通体系を実現するため、今後の都市交通のあり方を総合的に検討することとしました。市民・企業・交通事業者・行政が一体となり、既存の交通機関を有効活用し、その維持や充実・強化を図る実効性の高い短・中期施策を盛り込んだ「北九州市環境首都総合交通戦略」を平成20年12月に策定し、各種事業を展開してきました。平成26年8月には、それまでの取り組みに対する評価を実施し、計画の中間見直しを行いました。

一方、国においては、平成25年12月に「交通政策基本法」が公布・施行され、翌年5月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されました。同法では、人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上のために、自治体を中心となり関係者との合意の下、まちづくり等の地域戦略と一体となって、持続可能な地域公共交通を形成することの重要性が示されています。

この法改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」が制度化されました。

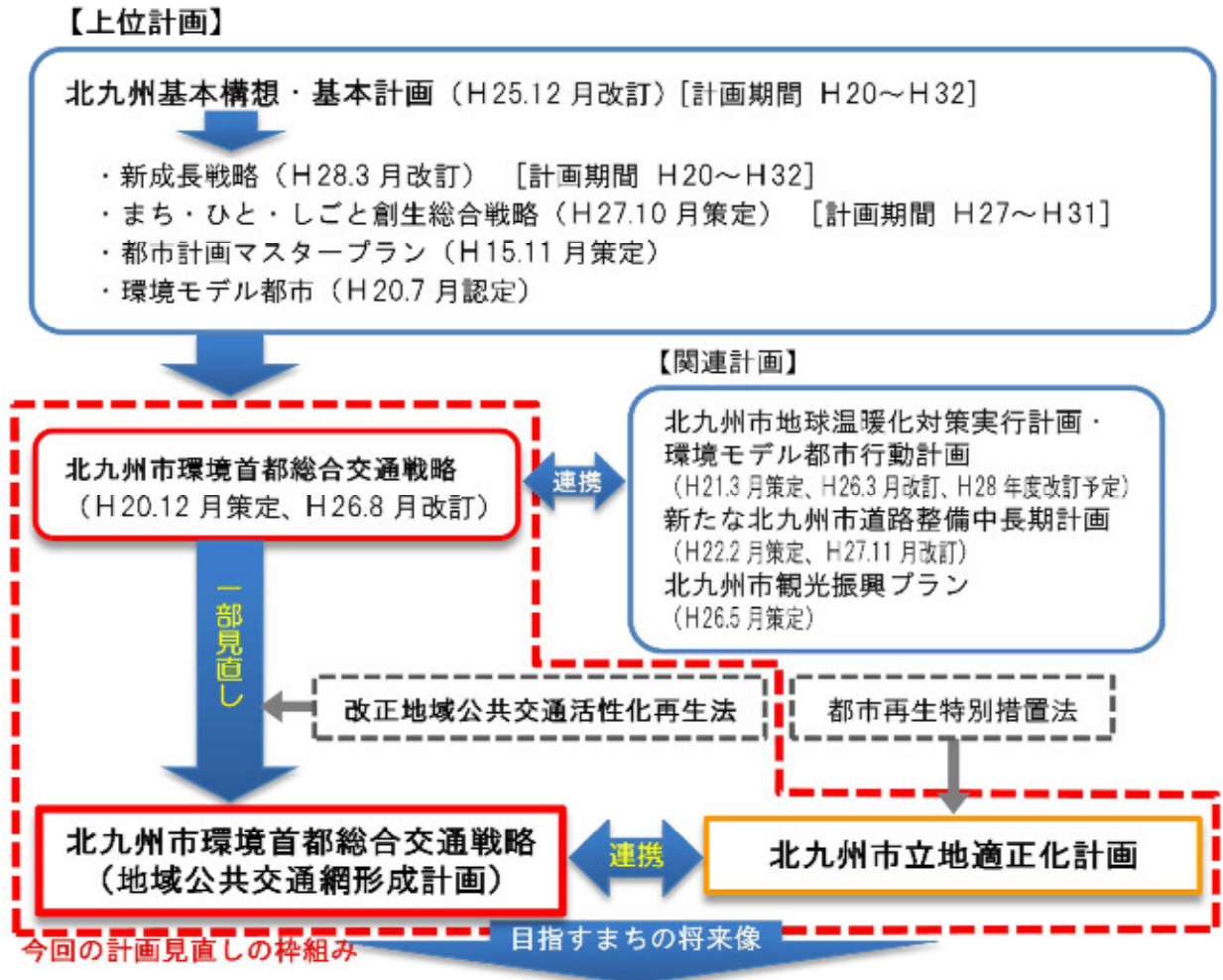
本市においても、まちづくりと連携し、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指して「北九州市環境首都総合交通戦略」を基本に、法の趣旨を盛り込んだ「地域公共交通網形成計画」を策定しました。

今回の計画見直しは、改正法律の適用を受ける「地域公共交通網形成計画」の基本方針を踏まえ、長期的な視点に立った都市の将来像を示す「北九州市立地適正化計画」（平成28年策定予定）との連携を図ったものです。

本市が目指す将来のまちづくりの実現に向け、都市交通施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

1-2. 計画の位置づけ

「北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通網形成計画）」は、北九州市基本計画「元気発進！北九州プラン」に示す目標の実現に向け、まちづくり等と連携し、利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークを形成するために、都市交通分野の取り組みを戦略的に推進していくための基本計画です。



既存の複数の拠点の機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活支援施設がコンパクトに集約した都市構造

集約型の都市構造の形成

階層構造の拠点形成

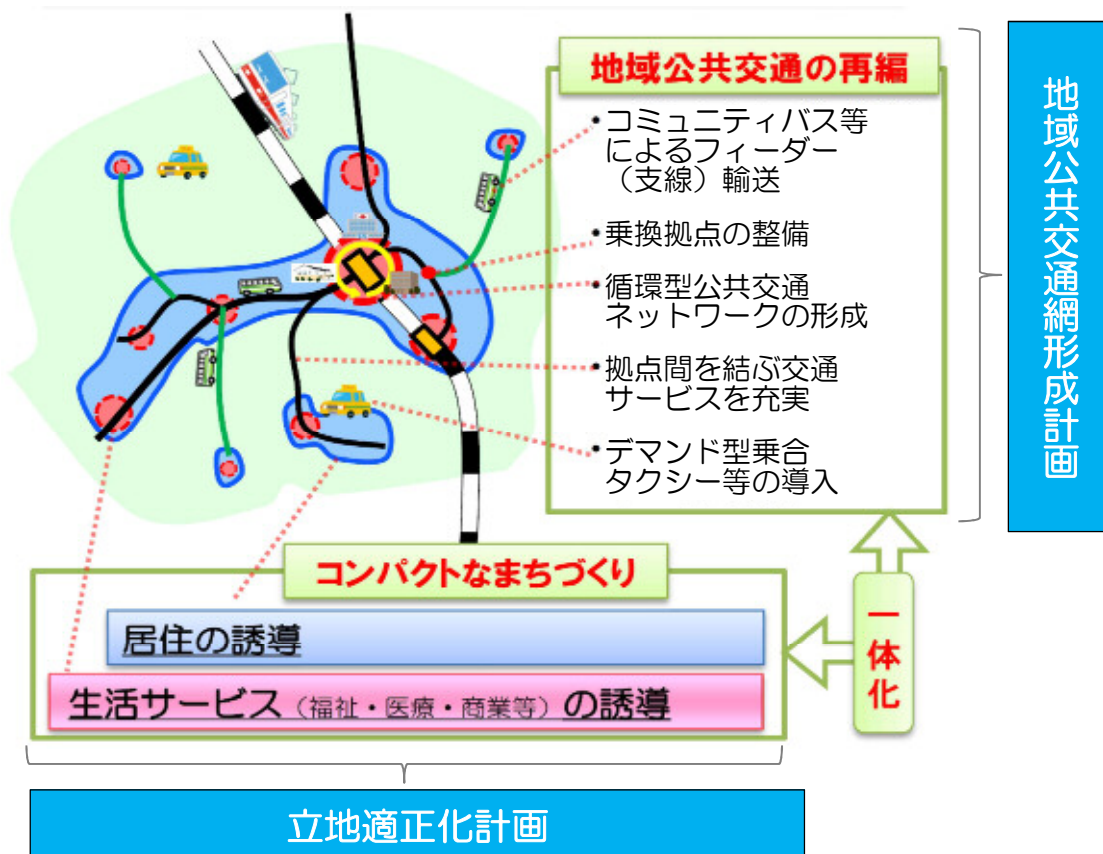
交通網ストックを生かした交通軸形成

～ 参考 ～ 「コンパクトシティの形成に向けた取り組みについて」

立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の策定

- 本市では、平成 15 年 11 月に策定した北九州市都市計画マスタープランにおいて、街なか重視のまちづくりを推進することとし、様々な施策を総合的に展開してきました。
- 平成 26 年 8 月には、急速な人口減少と超高齢化の状況においても持続可能な都市経営を確保するため、都市のコンパクト化を積極的に推進することとし、都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化されました。
- また、まちづくりと一体となった、地域の最適な公共交通ネットワークの実現を図るため、平成 26 年 11 月、改正地域公共交通活性化再生法の施行により、「地域公共交通網形成計画」が制度化されました。
- 本市においても、今後、市民生活を支えるサービスを確保し、地域の活力を維持・向上するためには、生活利便施設や住居がまとまって立地する「コンパクトなまちづくり」と、これらの施設へのアクセスを確保する「地域公共交通ネットワークの再編」が不可欠です。

コンパクトなまちづくりをより一層推進するため  
 「立地適正化計画」「地域公共交通網形成計画」  
 の策定に着手



■ 「立地適正化計画」と「地域公共交通網形成計画」

出典 国土交通省資料をもとに「立地適正化計画」、「地域公共交通網形成計画」を追記

### 1-3. 計画の区域・対象

計画の対象区域は、北九州市全域とします。

### 1-4. 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しや修正を行い、今後の社会状況や市民ニーズに対応するよう努めます。

### 1-5. 協議機関

市民、交通事業者、行政等から構成する「北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会」において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 26 年 11 月 20 日改正施行)の規定に基づき、計画の作成及び実施について必要な協議を行います。